



金沢市公報

第2661号の4

平成22年(2010年)7月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
選挙管理委員会告示	
金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例施行規程の一部改正について (選挙管理委員会)	1

公営企業管理規程	
金沢市ガス工作物保安規程の一部を改正する規程 (企業総務課)	1
金沢市簡易ガス工作物保安規程の一部を改正する規程 (")	4

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第59号

金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例施行規程(平成6年選挙管理委員会告示第28号)の一部を次のように改正する。

平成22年7月1日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

第4条第2項中「アラビア数字」の次に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字」を加える。

様式第1号その1、様式第2号その1及び様式第3号その1中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

様式第4号その1中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加え、同様式その2中

燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	を	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	に	改め、同その2の備考
---------------------------	---	---------------------------------	---	------------

第1項中「アラビア数字」の次に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字」を加え、同備考第2項及び第3項中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

様式第7号その1の備考第1項中「アラビア数字」の次に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字」を加え、同その1(別紙)その2(2)並びに備考第3項及び第4項中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

附 則

改正後の金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例施行規程の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市ガス工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年7月1日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

●金沢市公営企業管理規程第6号

金沢市ガス工作物保安規程の一部を改正する規程

金沢市ガス工作物保安規程（昭和47年公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2項第3号中「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」を「第33条第3項に規定するガス漏えい及び導管事故等処理要領」に改める。

第31条の12中「第31条の4に定める」を削る。

第32条の5第1項中「別に定める」を「第33条第3項に規定する」に改め、「（以下「漏えい事故処理要領」という。）」を削る。

第32条の6の見出しを「（第1次緊急停止）」に改め、同条第1項中「即時に」を「直ちに」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第32条の7を第32条の8とし、第32条の6の次に次の1条を加える。

（第2次緊急停止）

第32条の7 前条に定めるもののほか、地震が発生した場合において、地震計のS I値が30カイン以上60カイン未満を記録したブロック（ガスの供給区域のうち、分離してガスの供給を停止することが可能な区域をいう。）では、直ちに次に掲げる情報の収集を行い、当該情報から経時的に得られる被害状況等により、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合又はガス工作物の被害状況が緊急時対応能力を超えるおそれがある場合で、重大な二次災害が発生するおそれがあると判断されるときは、速やかにガスの供給を停止するものとする。

- (1) 道路及び建物の被害状況に関する情報
- (2) 緊急巡回点検による主要ガス導管の被害状況に関する情報
- (3) ガス漏えいの通報の受付状況に関する情報

2 前項に定める重大な二次災害の発生のおそれに関する判断は、速やかに行うものとする。

第33条第3項中「漏えい事故処理要領」を「別に定めるガス漏えい及び導管事故等処理要領（以下「漏えい事故処理要領」という。）」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第12条関係）

維持のための巡視、点検及び検査の頻度及び内容

1 巡視及び点検

設 備 名	最高使用圧力	頻 度	内 容
ガス発生設備（特定ガス発生設備及び移動式ガス発生設備を除く。）	中圧	（注1） 1日に1回以上	1 外観による変形、破損等の有無 2 臭気又はガス検知器による漏えいの有無
ガスホルダー	中圧	7日に2回以上	3 計測器等による温度及び圧力の確認並びに当該工作物の最高使用温度及び最高使用圧力との対比
附帯設備（液化ガスを通ずるものを除く。）	中圧	7日に2回以上	4 自動操縦装置及び遠隔操作機構の作動の確認
附帯設備（液化ガスを通ずるものに限る。）		1日に1回以上	5 回転機器類の定格出力との対比 6 作動部の凍結の有無 7 目視、液面計等による液面の確認
移動式ガス発生設備		3日に1回以上 ただし、大容量（注2）以外であって、一の使用者にガスを供給する場合は、ボンベの交換時までに1回以上	1 外観による変形、破損等の有無 2 臭気又はガス検知器による漏えいの有無 3 残存量の確認 4 供給圧力の確認（一の使用者にガスを供給する場合以外の場合）
整圧器		（注3） 1月に1回以上	臭気又はガス検知器による漏えいの有無及び圧力計による圧力の異常の有無

(注1) 休止中のガス発生設備(特定ガス発生設備及び移動式ガス発生設備を除く。)の場合は、7日に1回以上巡視及び点検を行う。

(注2) 移動式ガス発生設備であって、保有能力が、液化ガスの場合にあつては100キログラムを、圧縮ガスの場合にあつては30立方メートルを超えるものをいう。

(注3) 整圧器からの漏えい及び圧力を測定できる遠隔監視装置が設置されている場合は、当該遠隔監視装置による監視に置き換えることができる。

2 検査

設 備 名	最高使用圧力	頻 度	内 容
ガス発生設備(特定ガス発生設備及び移動式ガス発生設備を除く。)	中圧	(注1) 25月に1回以上	1 外観検査(必要に応じ、カラーチェック、磁粉探傷、超音波探傷等)による損傷の有無
ガスホルダー	中圧	25月に1回以上	2 ガス発生設備(液化ガスの気化器のみでガスを発生するものを除く。)については、開放による内部検査
附帯設備(液化ガスを通ずるものを除く。)	中圧	(注2) (注3) 25月に1回以上	3 安全弁の損傷の有無(必要に応じ、その機能の確認)
附帯設備(液化ガスを通ずるものに限る。)		(注2) 13月に1回以上	4 自動保安機構の作動性(必要に応じ、警報装置及び計測装置の校正) 5 回転機器類の振動 6 ガスホルダー及び貯蔵容量が1,000キロリットル以上の液化ガス用貯槽の基礎レベルの確認(注4)
移動式ガス発生設備		37月に1回以上	安全弁及び緊急停止装置の作動の確認
導管	中圧及び低圧	技術基準第51条による	技術基準第51条及び解釈例等による方法による漏えい検査
整圧器(入口に不純物を除去する装置がある整圧器であつて、一の使用者にガスを供給するためのもの並びに整圧器及び不純物を除去する装置の異常時に供給安定性が確保できるもの(注5)を除く。)		入口に不純物を除去する装置がない整圧器 14月に1回以上 最高使用圧力が0.3メガパスカル未満で、入口の内径が60ミリメートル以下の整圧器及び不純物を除去する装置であつて、道路に平行して埋設されている導管からガスの使用者が所有し、又は占有する建物に引き込むための導管上に設置されたもの 124月に1回以上 (注6)	分解点検
不純物を除去する装置(一の使用者にガスを供給するための整圧器の入口にあるもの並びに整圧器及び不純物を除去する装置の異常時に供給安定性が確保できる整圧器の入口にあるもの(注5)を除く。)		その他の整圧器及び不純物を除去する装置 76月に1回以上 (注6)	
昇圧供給装置	高圧	14月に1回以上	解釈例等による方法による点検

(注1) 休止中のガス発生設備(特定ガス発生設備及び移動式ガス発生設備を除く。)の場合は、検査を行わない。
ただし、当該ガス発生設備の運転を再開する場合は、事前に安全を確認するために必要な検査を行う。

(注2) 1 不活性ガス等を通ずる設備の場合は、必要に応じ検査を行う。

2 天然ガス等を通ずる熱交換器及び熱量調整装置に属する容器の場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 年間の運転時間が2,000時間以内のときは、37月に1回以上検査を行う。

(2) 年間の運転時間が2,000時間を超えるときは、25月に1回以上検査を行う。

(注3) ガス圧縮機の場合は、必要に応じ検査を行う。

(注4) ガスホルダー及び貯蔵容量が1,000キロリットル以上の液化ガス用貯槽の基礎レベルの確認で、次のいずれにも該当するものにあつては、1年に1回以上目視による検査を行うことにより、3年に1回とすることができる。

(1) 設置後5年以上経過したものであること。

(2) 過去3年の測定結果が、いずれも次の式を満足するものであること。

$$h / L \leq 0.005$$

この式において、 h 及び L は、それぞれ次の数値を表すものとする。

h 貯槽の沈下による傾斜のこう配が最大となる基礎面又は底板上の2点間(以下「2点間」という。)のレベル差とし、単位は、ミリメートルとする。

L 2点間の水平距離とし、単位は、ミリメートルとする。

(注5) 整圧器及び不純物を除去する装置の異常時においても供給の継続が可能で、かつ、2次側の圧力上昇を防止できる装置が設置されているものをいう。

(注6) 整圧器の長期性能が確認されたものについては、点検の頻度をその長期性能を満足させる範囲内に置き換えることができる。

別表第4の2中「他工事協議巡回立会要領」を「巡回立会要領」に、「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」を「漏えい事故処理要領」に改める。

別表第5中「他工事環境の見回り」を「他工事環境の巡回」に、「見回り日」を「巡回日」に、「見回り員」を「巡回員」に改める。

別表第6中「見回り員」を「巡回員」に、「大規模他工事協議巡回立会要領」を「大規模巡回立会要領」に、「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」を「漏えい事故処理要領」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

金沢市簡易ガス工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年7月1日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

●金沢市公営企業管理規程第7号

金沢市簡易ガス工作物保安規程の一部を改正する規程

金沢市簡易ガス工作物保安規程(昭和50年公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項第3号中「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」を「第29条第3項に規定するガス漏えい及び導管事故等処理要領」に改める。

第28条の6第1項中「別に定める」を「第29条第3項に規定する」に改め、「(以下「漏えい事故処理要領」という。)」を削る。

第28条の7第1項を次のように改める。

地震が発生した場合において、ガル値が、震度階が6強の上限に相当する数値である400ガルを超える地震動を継続して検知したときは、特定製造所の感震自動ガス遮断装置の作動により、特定製造所におけるガスの供給を停止するものとする。

第28条の7第2項中「当該地震に係る気象庁の」を削り、「当該情報から」の次に「経時的に得られる被害状況等により、」を、「場合は」の次に「、特定製造所の遮断バルブ等を閉止することにより」を加え、同項第2号中「緊急巡視点検」を「緊急巡回点検」に改める。

第29条第3項中「漏えい事故処理要領」を「別に定めるガス漏えい及び導管事故等処理要領(以下「漏えい事故処

理要領」という。)」に改める。

別表第2中

		検査	1年に1回以上	発泡液によるガス漏えいの有無 (集合装置のみ)
--	--	----	---------	-------------------------

を

「

		検査	1年に1回以上	外観による変形破損の有無 発泡液によるガス漏えいの有無 (集合装置のみ)
--	--	----	---------	---

に、「作業状況」を「作動

状況」に、「性能検査」を「機能検査」に改める。

別表第4中「他工事協議巡回立会要領」を「巡回立会要領」に、「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」を「漏えい事故処理要領」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

平成22年(2010年)7月1日 印刷
平成22年(2010年)7月1日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄